

論文の和文要旨

論文題目 「バマー・ムスリム」という生き方

ービルマ政府の国民概念とムスリム住民の生存戦略ー

氏名 齋藤 紋子

本論文は、ビルマが英領植民地であった時代およびそれ以前に流入したインド系移民の子孫であるムスリム住民に焦点をあて、次の二つの課題を明らかにするものである。第一の課題は、1948年に独立を遂げたビルマにおいては、政府が国民統合を進めていく際にどのような国民概念を持っていたのか、外国系住民をどのように国民に統合していこうとしていたのか、である。二つ目の課題は、外国系住民の中でも最も周縁化されてきたムスリムが、こうした環境の中でいかなる体験をし、自らをどのように「ビルマ国民」と位置づけようとしているのか、である。

ビルマにおいては他の東南アジア諸国と同様、19世紀半ばごろからの植民地化によって多くのインド人や中国人が流入したという歴史を持つ。これらの移民の一部は、第二次大戦後、植民地からの独立を遂げる際に、帰国・出国を選択したが、こうした選択肢をもたない移民は、ビルマにとどまることを選択した移民とともにビルマで暮らしていくことになった。彼らの多くは国籍取得により国民となり、制度上は国民国家への統合が進められた。しかし、仏教徒が多数を占める社会において、またビルマ族が多数を占める社会において、イスラーム教徒でありインド系である彼らは、ビルマ国民でありながらもビルマ社会の一員として暮らす上で様々な困難に直面しているというのが現状である。

本論文においては、ムスリム住民の中でも、特に、自らを「バマー（ビルマ人）」であると主張するムスリム住民「バマー・ムスリム」を例として取り上げる。彼らは、イスラームを信仰し、イスラームの教えに基づいた生活を送っているが、それ以外は「バマー」である、つまりビルマの国民としての意識を持つ、そしてビルマ式の習慣や慣習を尊重して暮らしている、と主張している。ビルマでは多くの場合、「バマー（ビルマ人／ビルマ族）」

はすなわち「仏教徒」とみなされるのであるが、バマー・ムスリムを主張する人々は敢えて、「イスラーム教徒であるが、バマーである」と主張する。

ビルマにおける国民統合を考える上で、この主張は大変重要であると考えられる。つまり、ビルマにおいては、バマーというアイデンティティは必ずではないにせよ、同時に仏教徒であることを示唆している。「イスラーム教徒であるが」バマーであるとするバマー・ムスリムの主張を分析し、同時に、政府からの視点での分析を行なう。ビルマ政府は1948年の独立時と1982年に国籍法を制定している。これらの法律に国民がどう規定されているのか、また、1982年の国籍法制定過程で明らかになった国民に関する政府の見解はいかなるものか、法律運用の実態はどうであるか、についても検討する。法律や政策の分析、およびそれらの対象とされるムスリム側からの分析、という両者の視点を用いることで、バマー・ムスリムがビルマ政府の考えるビルマ国民の最も周縁に位置づけられている集団であることが浮かび上がるのではないだろうか。

本論文では、バマー・ムスリムを分析対象とし、ビルマ政府が国民統合を進める過程で明らかになる国家の政策、その運用においてあらわれる実態、またそうした社会で自分自身をどう認識し、ムスリムとして、あるいはビルマ国民としてどう位置づけようとしているか、といった問題を検討する。

第1章では、本論文の目的と先行研究、および論文の意義を述べ、続く第2章では、本論文で扱うバマー・ムスリムと称するムスリムがどのような人々であるのか、また、バマー・ムスリムの歴史とともに、バマー・ムスリムと呼ばれるべきであるという主張を書物に表明した1930年代の政治的・社会的背景と、その主張の理由を明らかにした。

バマー・ムスリムという主張は植民地時代に始めて表明された。バマー・ムスリムは自分たちがバマーであると当然のように考えていたにもかかわらず、周囲のビルマ人は、ムスリム男性とビルマ人女性との間に生まれた混血をすべてザーバディ（ムスリム男性とビルマ人（仏教徒）女性との間に生まれた混血の人々に対する呼称）と認識し、そのザーバディはビルマ人よりもインド人と近い関係にあると考えた。バマー・ムスリムは、自分はビルマ人と認識しているにもかかわらず、周囲からはインド人という「外国人」と見られた。さらに、インド人の人口増加の問題やムスリム男性との結婚問題などでインド人に対する反感が強まった時期でもあり、自分たちはバマー・ムスリムであるという主張を表明するに至った。

第3章ではビルマが独立後、国家統合、国民統合に際して、政権を担ったビルマ・ナショナリストが外国系住民をどのように捉え、どのような政策を持っていたのかについて明らかにした。その後、1982年に制定されたビルマ国籍法を取り上げ、制定過程でどのような点が政府にとって国民統合上の「問題」とされ、それがビルマ国籍法にどのような形で現れたのかを考察した。

1947年ビルマ連邦憲法、1948年ビルマ連邦国籍法および1948年ビルマ連邦国籍（選

扱) 法によって国民と規定された人々は、ビルマの土着民族のほか、ビルマ生まれで、祖父母のうち少なくとも一人が土着民族である者、さらに、外国系住民のうち一定の条件を満たす者であった。帰化した人も国民と認められた。しかしながら、外国系住民には、ビルマ連邦への忠誠心、ビルマ連邦内での一定の居住期間、品行方正さ、ビルマ永住(居住)の意思などが条件として求められた。

独立後 30 年以上経過して新たに制定された 1982 年ビルマ国籍法をめぐっては、国籍法草案段階で、ネーウインの演説を引用する形で、外国系住民、混血の人々に対する不信感が繰り返し表明されていた。また、「純粋な」国民以外には、与える権利に差をつけるべきであるとも述べている。実際には、国籍法ではビルマ国籍を持つ人々を 3 つのカテゴリー、すなわち「国民」「準国民」「帰化国民」に分類したのみで、3 つのカテゴリー間での権利の違いについてはあいまいな表現にとどまった。しかし、1982 年国籍法制定前のネーウイン大統領の演説には、国籍法制定直前であるにもかかわらず、外国系住民への不信や、「純粋な」民族という血縁に対するこだわりが明確に残ったままであった。

第 4 章では、国籍法が実際に運用される際に、ムスリム住民が実際に体験したことを詳細に検討し、第 3 章で検討した法律・規則の文面と、これらが実際に運用される際の乖離について、具体的に示し、ムスリム住民が直面している困難を明らかにした。

信仰の自由、ムスリム墓地移転の問題、学校や政府機関でのムスリム（もしくは仏教徒以外）差別や昇進問題、そして最後に扱った国民登録証をめぐる問題など、見えざる政策として検証してきた問題を考えると、法律の条文や政府の主張と実態はかけ離れていた。また、見えざる政策は、時により、ビルマ人一般に共通する問題、外国系住民に共通する問題、あるいは仏教徒以外の国民に共通する問題である。しかし、ムスリムのみを対象とした通達が存在し、未検閲の本はムスリムのみを描き出し、登録証という、ビルマ国民であれば誰もが持っている身分証明書の民族・宗教欄にどう記載するかということをめぐるのは、民族がバマーで宗教がイスラームという組み合わせを認めないなど、ムスリムゆえの多くの困難を体験している。しかも、ムスリム住民の抱える問題は、現政権が登場して以降、深刻化している。

第 5 章では、ビルマ社会で暮らしていくための彼らの「戦略」ともいえる「バマー・ムスリム」という主張をいくつかの点から考察した。まず、バマー・ムスリムという主張をいわば補強するための歴史について検討し、次に、現在のバマー・ムスリム組織の活動について取り上げ、中でもイスラミックセンターの活動から、現在のバマー・ムスリムとしての主張の傾向を分析した。

バマー・ムスリムは現在次の二つを重視していると考えられる。一つは「ビルマ国民であること」である。バマー・ムスリムは、自分たちを土着民族、土着国民であるとしている。1930 年代の歴史にもイスラーム教徒土着民族という語が用いられており現在でも、ビルマ国家の一員であり、さらにビルマ政府のいう「土着民族」に自分たちも含まれるという主張をしている。土着民族であるバマー・ムスリムの歴史を学ぶことも重視される。イス

ラームが誤解されやすい宗教であることを自覚した上で、イスラーム教徒以外の隣人たちに、自分たちの宗教について説明できるようにしなければならない、と講習会で若者に教えている。互いに誤解したままでなく、同じ国民として理解しあう必要性を強調している。

もう一つは、「バマー・ムスリムであること」である。ビルマ国民であることを主張するのみならず、バマー・ムスリムであることも同時に主張している。バマー・ムスリムであるという主張は、インディアン・ムスリムとの相違から生まれる主張でもある。バマー・ムスリム運営のイスラーム教育機関では、現代教養とイスラーム教養の両方が必要であるという方針をとっている。ビルマ国民としてビルマ語でイスラームを学ぶ、というイスラミックセンターの設立目的からも、ビルマ国民であり、バマー・ムスリムであるという両方の意識が感じられる。イスラーム講習会や講演会ではイスラームの教義そのものをビルマ語で学ぶにとどまらず、イスラームの視点から解説を加えつつ、様々な事柄を学んでもらおうという意図が感じられる。また、通常イスラーム組織活動は政府との関係がほとんどないにもかかわらず、式典などの機会には政府、特に宗教省の大臣～局長クラスの出席や祝辞、つまり公的機関からのお墨付きを得ているが、このことはバマー・ムスリムを広く知ってもらい、認めてもらおうとしているともとれる。

最後の第6章では以上の考察から得られた結論を述べ、残された課題を明らかにした。